

別紙

答申第156号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表3に掲げる部分は公開すべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和2年9月26日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「『A1市街地グランプリGOTSU2020』に関する資料」である。

(3) この請求に対して実施機関は、令和2年10月7日付けで公開決定等の期間延長を行った後、同年11月11日付けで、別表1に掲げる74件の公文書について部分公開決定を行った。

審査請求人が公開を求める部分は、実施機関が部分公開決定した74件の公文書のうち3件の公文書の非公開部分であり、別表2のとおりであった。

(4) 審査請求人は、この決定を不服として、令和2年11月30日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和3年3月25日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

原処分における非公開部分を取り消すとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

##### ア 条例による判断について

条例第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう、と定義している。つまり、「島根県の」実施機関の職員により作成、又は取得され、かつ、当該職員等が組織的に用いる文書等のみが情報公開請求（申請）の対象である。したがって、条例及び規則に基づき、判断されるべきである。

##### イ 条例第7条第2号該当性

(ア) 国民の生命、身体、生活又は財産に直接影響を与えるおそれ

条例第7条第2号に規定する個人情報のうち、「個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」が記載されている公文書については、氏名、生年月日等の直接個人を識別することができる情報を除くことにより、残りの部分は、個人識別性はなく、かつ個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合には、公開されなければならないとされている。

また、非公開情報とそれ以外の情報を容易に区分して除くことができない場合や、非公開情報を区分して除いた残りの部分に有意の情報がないと認められる場合で部分公開決定を行わないときは、その理由を公開請求者に対し説明するものとされているが、公開請求者において、了知できる程度の理由提示がされていない以上、手続き上の瑕疵があるので、当該処分は違法であり、取り消しすべき処分である。

また、本件は公道を使用してのレースである以上、国民の生命、身体、生活又は財産に直接的影響を与えるおそれがあり、公益上の必要性の観点から、公開されるべきものである。

よって、条例第7条第2号本文を理由とする非公開は失当である。

(イ) 権利能力なき社団について

協議会は権利能力なき社団であり、法人扱いとなることから、条例第7条第2号の個人情報ではなく、同条第3号の法人等情報によって公開・非公開の判断をされるべきものである。

また、仮に権利能力なき社団設立前の言動であったとしても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」である。裁判例（千葉地方裁判所平成18年10月10日判決/平成17年（行ウ）第44号）によると、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、「特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報」と解されるとしている。当該情報は「シビックゾーンでのカートレース開催」という特定の目的のため、今後も「反復的、継続的に営む個人の活動」を予定した情報であるから、条例第7条第2号本文を理由とする非公開処分はできない。

ウ 条例第7条第2号ただし書きウ該当性

島根県情報公開条例施行規則第3条は、「条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」としている。

国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準1-6の運用基準として、「警察庁が保有する行政文書に記載されている都道府県警察の職員の氏名については、当該都道府県警察において氏名を慣行によって判断する。」としている。また、広島県公安委員会及び広島県警察における情報公開条例審査基準では、「広島県公安委員会、広島県警察本部長が保有する行政文書に記載されている警察庁及び本県以外の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁及び当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。」としているが、島根県情報公開条例施行規則および島根県警察の情報公開における審査基準には、島根県警察が保有する公文書に記載されている警察庁の職員の氏名について、警察庁や広島県警察のような規定はない。

よって、「公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」を除き、条例第7条第2号ただし書きウに規定する非公開情報とはならない。

また、条例第7条第2号ただし書きウの特例として、警察職員など、その職務の性質上、氏名を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者で、島根県情報公開条例施行規則第3条に定める職にあるものについては、その氏名を

非公開とするものである。この考え方として、「公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、実施機関の諸活動を説明する責務を全うするため、仮に当該公務員が識別される結果になるとしても例外的に公開されるものとされている。しかし、警察職員は一般的には「その職務の性質上、氏名を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者」であるとの前提に基づき、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職」にある者の氏名情報は非公開とする規定である。

具体的にいえば、職務遂行の一環としての「日本初の公道カートレース」実施に向けての会議への出席、発言その他の公権力に関する情報などであれば、当該警察官の階級が、警部以上の者である場合、所属が警察庁あるいは都道府県警察であっても、当該警察官の「職」及び当該「職務遂行の内容」に係る部分だけでなく、「氏名」情報も公開情報となるということである。

#### エ 条例第7条第3号該当性

(ア) 条例第7条第3号は「公開により法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあれば非公開情報」とすることにより、当該法人等に不利益が及ぶ可能性があることを回避するものであり、行政の説明責任の全うと民主的な県政の推進という重要な目的を有する条例との調整を図っている。

非公開理由からは、当該情報が公開されることによってどのような当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されるのかが客観的に明らかでなく、条例第7条第3号本文に規定する非公開情報の要件を具備していない。

また、仮に、法人等情報に該当していたとしても、条例第7条第3号ただし書きは「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定しており、本件の対象公文書は、公道をサーキットとして利用することから、「人の生命、身体、健康、生活又は財産」を直接的に害するおそれがある情報であり、非公開情報には該当しない。

(イ) 同条ただし書きに基づけば、①「事業活動によって生じ又は生ずるおそれがある支障」に起因して、②「人の生命、健康、生活又は財産」を侵害するおそれがある場合、③これを「保護するため」には、「公開することが必要であると認められる情報」である場合、公開情報となる。

①にいう「事業活動」とは、「業として」営業を反復して行う行為であり、補足資料（契約書）から、法人はコンピューターシステムを賃貸物件として対価を受け取することを事業活動とするものである。したがって、当該事業活動において支障が生ずる可能性はある。

②当該賃貸借物件は、「交通規制管理システム」であり、公道における交通規制の管理に係ることから、当該システム運用において不良、不調により人の生命、健康、生活又は財産の侵害に直結するおそれはある。また、当該システムを使用して作成された「交通規制上申書」の非公開部分には、処分庁が通行規制の是非を判断する上で必要な情報が記載されているのであって、相手方企業が秘密管理情報という生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報の公開を求めるものではない。

③人の生命、健康、生活又は財産の侵害から保護するためには、実施機関が、「日本初の公道カートレース」を許可する上において、どのような交通規制をすれば、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができると判断したのかを

示す「日本初の審査基準」である。この公開によって、公開されるべき情報は、「審査基準」であって、当該システムの秘密ではない。

#### オ 条例第9条（裁量的公開）について

条例第9条は「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定している。条例第7条第2号ただし書きウ及び規則第3条によって「警部補以下の階級にある警察官」は非公開としているが、公益上特に必要があると認められるときは、その氏名は公開情報となるということである。

本件にいう「公益上特に必要があると認められるとき」とは、「日本初の公道カートレース」を実施することの公益と、実施するにつき、「国民の」生命、健康、生活又は財産を保護する必要のために必要な交通規制の程度（憲法第22条経済的自由権制限）との間において、当該規制程度の決定に何らかの関与をした説明責任者として、当該規制の必要性や合理性があるかどうか等について「合理性の基準」に基づき、比較衡量されたものでなければならないということである。

実施機関の裁量的公開権限で、「高度の行政判断」がされた結果、警察庁所属の警部の階級にある警察官の氏名を非公開処分とする判断をしたのであれば、当該判断が裁量の範囲内であることを示す客観的事実を示すべきである。

## 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 「カートGP江津に関する協議について（平成26年2月19日付け）」について

審査請求人が非公開としたことを不服としている、「カートGP江津に関する協議について（平成26年2月19日付け）」中の「参加者の一部」とは、警察庁交通規制課の警部の階級にある警察官の氏名（以下「警察庁警部氏名」という。）である。

条例第7条第2号において、個人情報とは非公開情報として規定されているが、同号ただし書きウにおいて、公務員等の個人情報は、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、その職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報から除くことが規定されている。しかし、同号ただし書きウの括弧書きにおいて、「当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」及び「当該公務員等が規則で定める職にある場合」にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととされている。

この「規則で定める職」とは、島根県情報公開条例施行規則第3条において、「警察職員のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定されている。規則で定める職以外の職にある公務員等の氏名であっても、公開することによって私生活上の権利を害するおそれがある場合には、その氏名に係る部分を非公開とすることができる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求があつた場合、公務員等の氏名については、第5条第1号ただし書きイに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない限り、個人に関する情報として不開示情報となる。国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準において、「氏名を慣行として公にしている職員の範囲は、警視又は同相当職（専門官）以上の職員である。」と定めており、警部以下の職員につ

いては、公にした場合、私生活等に影響を及ぼすおそれがあるとして「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲に含めないというものであり、不開示となる。

警察庁の判断を覆す理由もないことから、警察庁警部氏名については、「当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に該当し、非公開とするのが妥当である。

(2)「シビックゾーンでのカートレース開催に関する言動について（平成26年2月20日付け）」について

ア 条例第7条第2号該当性

(ア)「会議の名称」、「発言者の役職名」

会議の名称、発言者の役職名については、会議の構成員である発言者の個人情報であり、公開することにより特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、もしくは識別され得ることから、条例第7条第2号に該当する。また、同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しない。

(イ)「発言者の氏名」

発言者の氏名は、公開することにより特定の個人が識別されることから、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。また、同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しない。

(ウ)「発言内容」

発言者は、カートレース開催に関し、特定の団体を代表してではなく、一個人としての意見を述べたに過ぎず、発言内容は発言者の個人情報であるといえる。当該情報を公開することにより特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第7条第2号に該当する。また、同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しない。

イ 条例第7条第2号ただし書きイ該当性

「A1市街地グランプリGOTSU2020」については、審査請求人による本件公開請求日時点において既に終了しているものであり、個人の生命等の保護に対し、現に侵害が生じているものではなく、将来これらに対する侵害が発生するおそれがあるという明確な理由もないことから、条例第7条第2号ただし書きイに該当しない。

ウ 条例第7条第3号該当性

審査請求人は、当該会議を上記(1)の対象公文書に記載の協議会と同一視した上でこれを権利能力なき社団と断定している。しかし、当該会議は上記(1)の対象公文書に記載の協議会とは全く別物であり、上記(2)ア(ウ)のとおり、発言者は一個人としての意見を述べたに過ぎないものであることから、非公開とした本文の一部に記載された情報は、条例第7条第3号該当性ではなく、同条第2号該当性によって公開・非公開の判断をすべきである。

(3) 署長権限交通規制実施書のうち交通規制上申書の一部（規制区間の図面）について  
規制区間の図面は、民間企業（以下「相手方企業」という。）から賃貸借している島根県警察交通規制管理システムにより作成、出力したものである。賃貸借に当たり、企業側において秘密として管理されている情報又は営業上の情報については、守秘義務が合意されている。

本システムには他社のシステムにはない独自の技術、ノウハウ、仕様等があり、非公開部分の公開によってこれらが類推され、模倣されるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当し、非公開とするのが妥当であり、過去の判決（令和元年5月13日松江地裁判決）においても、同様の判断が認められている。

さらに、相手方企業も非公開部分の公開について反対の意思を示している。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書及び審査の対象について

#### ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「『A1市街地グランプリGOTSU2020』に関する資料」について、実施機関が部分公開決定した74件の公文書であり、別表1のとおりである。審査請求人が公開を求める部分は、別表2に掲げる実施機関が部分公開決定した74件の公文書のうち3件の公文書の非公開部分である。

#### イ 審査の対象について

(ア)「カートGP江津に関する協議について（平成26年2月19日付け）」（以下「対象公文書1」という。）

対象公文書1について審査請求人が公開を求めている部分は、警察庁警部氏名であり、実施機関が、条例第7条第2号に該当するとして非公開としている当該部分を審査の対象とする。

(イ)「シビックゾーンでのカートレース開催に関する言動について（平成26年2月20日付け）」（以下「対象公文書2」という。）

対象公文書2は、会議出席者の発言に係る報告書であり、審査請求人が公開を求めている部分は、当該報告書における本文中の一部である。実施機関が、条例第7条第2号に該当するとして非公開としている当該部分を審査の対象とする。

(ウ)「署長権限交通規制実施書」（以下「対象公文書3」という。）

対象公文書3について審査請求人が公開を求めている部分は、交通規制上申書の一部であり、実施機関が、条例第7条第3号に該当するとして非公開としている当該部分を審査の対象とする。

### (3) 対象公文書1について

ア 対象公文書1は、「A1市街地グランプリGOTSU2020」の開催にあたって行われたコース視察及び協議等の概要に関する報告であり、参加者として警察庁警部氏名が記載されている。なお、対象公文書1は、参加者である交通規制課次長によ

り同課課長へ報告されたものである。

審査請求人は、実施機関が非公開としている警察庁警部氏名について「当該警察官の階級が、警部以上の者である場合、所属が警察庁あるいは都道府県警察であっても、当該警察官の「職」及び当該「職務遂行の内容」に係る部分だけでなく、「氏名」情報も公開情報となる。」と主張している。

一方、実施機関は、警察庁警部氏名を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するとして非公開としている。

イ 条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（本号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（本号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

ウ 対象公文書1において実施機関が非公開とした警察庁警部氏名は、条例第7条第2号ただし書きア及びイには該当しないが、公務員等の氏名であることから、ただし書きウについて以下検討する。

本号ただし書きウは、当該公務員等に係る情報がその職務遂行に係る情報である場合、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行に係る部分は公開することとしている。しかしながらこの例外として「当該公務員等の氏名等を公開することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。」としている。この規定は、警察職員など、その職務の性質上、氏名に係る部分を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者であって、規則で定める職にある者については、その氏名に係る部分を非公開とするものである。この規則で定める職とは、島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号。以下「規則」という。）第3条で、「警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」としている。

エ 上記のとおり、規則では、警察庁警察官と島根県警察官とを区別していない。このことに鑑みれば、実施機関は、国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準に基づき、警察庁警部氏名を非公開としているが、規則第3条が適用されない警察庁警部については、氏名を公開されることにより生じるおそれについて具体的に説明する必要がある。

オ 警察庁警部氏名を公開することにより、どのような権利利益を不当に害するおそれがあるのか実施機関に具体的な説明を求めたところ、補足説明及び意見陳述において以下のとおり説明があった。

（ア）規則第3条において、「警察職員のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」にある警察官については、その氏名に係る

部分を非公開とすることができる。これは犯行現場や警察規制等、第一線で警察活動に従事する職であり、直接被疑者や非規制者と対峙して逮捕や規制等の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいためである。

(イ) 警察庁警部は、実施機関における警部補級以下の階級の職員と同等の階級（係長級）に位置づけられ、氏名を公開することにより、個人が特定され、本人や家族への攻撃や報復が予想されるなど個人の権利利益を害するおそれがある。また、国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準において「警察庁における『氏名を慣行として公にしている』職員の範囲は、警視又は同相当職（専門官）以上の職員である。」と規定しており、警察庁警部氏名は慣行として公にされていない。

(ウ) 警察庁における警部以下の階級にある警察官と、島根県における警部補以下の階級にある警察官は、いずれも職務の性質上、氏名を公開することによって個人の私生活の権利利益を害するおそれが強い者に該当すると認められることから、警察庁警部の職にある職員は条例第7条第2号ただし書きウ括弧書きの「当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に該当する。

カ 対象公文書1には、当該警察庁警部から主催者に向けて行った申入れについて記載があり、仮にこの申入れが主催者の開催の自由を制限するもの等、利害関係人等との対立関係に発展するような内容であった場合、当該警察庁警部に危険が及ぶ可能性はある。しかし、当該警察庁警部が主催者に行った申入れは、安全基準等の考慮や住民等の合意形成に関する助言に留まることや本件審査請求の対象となったグランプリはすでに実施されていることから、当該警察庁警部が本件において身体への攻撃を受ける等の具体的な危険が及ぶおそれはないと思料される。

よって、警察庁警部氏名については、条例第7条第2号ただし書きウに該当するため、公開すべきである。

#### (4) 対象公文書2について

ア 対象公文書2は、平成26年2月19日に江津警察署で開催された会議出席者による江津市のシビックゾーンでのカートレースの開催に関する発言についての報告である。

審査請求人は本件決定における本文中の一部の非公開理由について、「協議会は、いわゆる権利能力なき社団であり、法人扱いとなることから、条例第7条第2号に規定する個人情報ではなく、同条第3号に規定する法人等情報該当性により、公開・非公開の判断をされるべきものである。」と主張している。

一方、実施機関は、非公開とした本文中の一部については個人情報であり、条例第7条第2号に該当するとしている。

イ 非公開とした部分について、実施機関は意見陳述において以下のとおり説明している。

会議の名称を公開した場合、出席者の中で当該個人が特定されないとは断定できない。発言者の発言内容については、議題以外の内容について、意見交換の場で発言された内容であり、発言者は、法人その他の団体の代表ではなく、一住民としての意見を述べたに過ぎない。

ウ 当審査会で対象公文書2を見分したところ、会議出席者の発言を個別に取り上



げて報告書として作成していること、また同報告書に記載されている発言内容に鑑みれば、法人その他の団体の役職の立場での発言と読み取れる。さらに当該会議出席者の肩書きを同報告書内においてことさらに表記し、会議を所管している江津警察署地域課から同署交通課へ報告している。以上のことから、個人としての発言ではなく、法人その他の団体の代表としての発言報告であると思料される。

よって、当審査会としては、対象公文書2に記載された当該会議出席者の氏名、肩書き及び発言内容は、法人その他の団体に関する情報と解すべきであるため、条例第7条第2号の該当性によらず、本条第3号の該当性を判断する。

エ 条例第7条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

オ 上記ウより、当該会議出席者は、法人その他の団体の代表として意見を述べ、当会議に参加したものであると思料され、非公開としている本文中の一部を公開したとしても、当該法人その他の団体の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

したがって、実施機関が対象公文書2において非公開とした部分は公開すべきである。

カ 審査請求人は、非公開理由について、理由付記の趣旨に反する旨を主張しており、当審査会として以下検討する。

条例第11条第2項において、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと規定しており、本条第3項では、公文書の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、書面にその理由を付記しなければならないと規定している。「書面にその理由を付記しなければならない」とは、非公開等の決定をしたときは、どのような理由で条例第7条第何号に該当するのか等、具体的に理由を記載した通知書によって、公開請求者に通知することを実施機関に義務づけるものである。

本件について見ると、部分公開決定通知書において、公開しない理由として、「島根県情報公開条例第7条第2号(個人情報)に該当」という記載があり、具体的な理由としては、個人識別性及び規則該当性及び本号ただし書き該当性についての記載がされている。

したがって、本件処分には最小限の類型的な理由が付記されていると言えることから、条例第11条第3項に定める理由付記の要件を満たさないとまではいえない。

#### (5) 対象公文書3について

ア 対象公文書3は、「A1市街地グランプリGOTSU2020」の開催に必要な署長権限の交通規制実施にあたって作成された署長権限交通規制実施書の起案書であり、島根県警察交通規制管理システムを用いて作成する具体的な交通規制内容を記載した交通規制上申書の図面部分が非公開とされている。

審査請求人は「実施機関が主張する非公開理由からは、当該情報が公開されるこ

とによってどのような当該法人等又は当該個人の競争上の地位そのほか正当な利益が害されるのかが客観的に明らかでなく、条例第7条第3号に規定する非公開情報の要件を具備していない。」とした上で、「仮に、法人等情報に該当していたとしても、条例第7条第3号ただし書きは『人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。』と規定しており、本件の対象公文書は、公道をサーキットとして利用することから、『人の生命、身体、健康、生活又は財産』を直接的に害するおそれがある情報であり、非公開情報には該当しない。」と主張している。

一方、実施機関は、令和元年5月13日松江地裁判決においても、本件決定と同様の判断が認められており、相手方企業の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するため、条例第7条第3号に該当するとして非公開としている。

イ 対象公文書3の非公開部分が、相手方企業のどのような権利を保護しているかについて、実施機関は、以下のとおり説明している。

(ア) 島根県警察交通規制管理システムでは、相手方企業と島根県において賃貸借契約を結んでおり、保護すべき情報の取扱いに係る特記事項第2条第1項において、「島根県及び相手方企業は、この契約により、業務の実施に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならない」と規定されている。なお、秘密とは、同特記事項の第1条第2項において、相手方企業においては秘密として管理されている情報であって、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうと規定されており、実施機関としては秘密保持義務を負うものとする旨が規定されている。

(イ) 交通規制上申書の非公開部分には、他社にはない企業独自の技術、ノウハウ、仕様等があり、非公開部分を公開することによって、システム内部プログラム、データ管理方法や手法等が類推され模倣されるおそれがあり、相手方企業は公開することについて反対の意思を示している。相手方企業が非公開部分の情報を秘密として管理していること、また、非公開部分が事業活動に有用な技術上の情報であり、公開することにより企業独自の技術等が類推・模倣されるおそれがあることからすれば、保護すべき情報の取扱いに係る特記事項第2条第1項の秘密に該当することとなる。

(ウ) 当該図面部分については、相手方企業の秘密の情報に当たり、独自の技術や仕様等に関するものであることから、公開することによりその秘密に係る独自の技術等を類推され模倣されるおそれがあり、相手方企業の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するものと認められ、条例第7条第3号に該当する。

ウ 当審査会で対象公文書3及び島根県警察交通規制管理システムの賃貸借契約書を見分し、加えて意見陳述における実施機関の説明から、当該図面部分には、他社にはない企業独自の技術、ノウハウ、仕様等があるという主張は不合理であるとまでは言えない。また、実施機関は、当該システムによって出力された非公開部分である規制区間の図面部分は、相手方企業において秘密として管理されている情報にあたりと主張し、契約上、秘密保持義務が締結されている。

したがって、当該図面部分は、公開することにより、当該システム技術上のノウハウが類推・模倣されるおそれがあり、相手方企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると判断される。

また、当該図面部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報とは認められない。

よって、当該図面部分は条例第7条第3号に該当し、また本号ただし書きには該当せず、実施機関が非公開としたことは妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表 1

## 対象公文書一覧

(1)	ゴーカートレースの開催要望への対応について（平成25年12月19日付け）
(2)	市道を使用してのゴーカートレース開催協議について（平成25年12月20付け） （「モータースポーツで街おこし」を除く）
(3)	ゴーカートレースの開催事例について（平成26年 1 月14日付け）
(4)	市道を使用してのゴーカートレースの開催要望について（平成26年 1 月14日付け）
(5)	カートグランプリ説明会の出席状況について（平成26年 1 月21日付け）
(6)	「（仮称）カートグランプリ江津」開催に関する協議の出席について（平成26年 1 月21日付け）
(7)	仮カートレースG P江津開催事前協議（平成26年 1 月27日付け）
(8)	仮カートレースG P江津開催事前協議（平成26年 2 月18日付け）
(9)	仮カートレースG P江津開催事前協議（平成26年 2 月19日付け）
(10)	カートG P江津に関する協議について（平成26年 2 月19日付け）
(11)	シビックゾーンでのカートレース開催に関する言動について（平成26年 2 月20日付け）
(12)	カートグランプリ関係（平成26年 2 月21日付け）
(13)	仮カートレースG P江津開催事前協議（平成26年 2 月24日付け）
(14)	カートG P説明会（平成26年 3 月 5 日付け）
(15)	仮カートレースG P江津開催事前協議（平成26年 3 月 7 日付け）
(16)	第二市街地カートG P江津協議会会（平成26年 3 月10日付け）
(17)	ゴーカートレース開催計画に対するJ A Fの回答について（平成26年 3 月13日付け）
(18)	カートレースG P江津大会開催に向けた主催者への申し入れ事項について（平成26年10月28日付け）
(19)	「第1回江津カートグランプリ」開催に関する協議の出席について（平成27年 5 月18日付け）
(20)	カートグランプリ江津大会に関する協議について（平成27年 5 月19日付け）
(21)	「第1回江津カートグランプリ」開催計画に伴う意見等について（平成27年 6 月 2 日付け）
(22)	江津カートグランプリにかかる江津市と江津カートグランプリ実行委員会の意見交換資料の受領について（平成27年 9 月25日付け）
(23)	江津カートグランプリにかかる江津市と江津カートグランプリ実行委員会の意見交換資料の入手について（平成27年10月 7 日付け）
(24)	江津カートグランプリ道路管理者等意見交換会について（平成27年11月13日付け）
(25)	江津カートグランプリ道路管理者等意見交換会への出席について（平成27年11月13日付け）
(26)	ゴーカート開催日の延期決定について（平成27年12月 3 日付け）
(27)	江津カートグランプリに関する進捗状況について（平成28年 2 月18日付け）

(28)	江津カートグランプリ共同開催会議事前協議会の開催について（平成28年3月7日付け）
(29)	江津カートグランプリに関する主催者からの説明について（平成28年4月21日付け）
(30)	ゴーカーレース回答に関する所長の意向について（平成28年4月26日付け）
(31)	「第1回江津カートグランプリ」安全対策に関する意見について（平成28年5月10日付け）
(32)	江津カートグランプリコース設計に関する意見について（平成28年10月3日付け）（「第1回江津カートグランプリ」カートコースの安全性について」を除く）
(33)	江津カートグランプリコースの現地視察について（平成29年1月19日付け）
(34)	「第1回江津カートグランプリ」カートコースに関する意見について（平成29年1月30日付け）（「江津市街地カートコースコース設計および安全対策について第2版」を除く）
(35)	「第1回江津カートグランプリ」カートコースの安全性に関する意見について（平成29年8月31日付け）
(36)	「江津カートグランプリ」カートコースの安全性に関する意見について（平成29年9月11日付け）
(37)	江津カートグランプリ「実行委員会第1回会議」の開催について（平成29年11月7日付け）
(38)	江津カートグランプリに関する江津市役所からの情報提供について（平成30年2月1日付け）
(39)	江津カートグランプリに関する道路管理者との意見公開について（平成30年10月16日付け）
(40)	江津カートGP報告協議会の実施状況について（平成30年11月2日付け）
(41)	「江津カートGP」報告協議会について（平成30年11月2日付け）
(42)	江津カートグランプリ報告協議会の実施状況について（平成30年11月5日付け）
(43)	江津カートグランプリ連絡報告書（平成30年11月5日付け）
(44)	コース設計及び安全対策（第3版）に対する協議について（平成31年1月4日付け）（「江津市街地カートコースコース設計および安全対策について第3版」を除く）
(45)	江津カートグランプリに関する道路管理者との意見交換について（平成31年1月21日付け）
(46)	江津カートグランプリに関する住民説明会の開催状況について（平成31年1月29日付け）
(47)	江津カートグランプリ「第2回協議会」の開催について（平成31年2月4日付け）
(48)	「第1回江津カートグランプリ」カートコースの安全性に関する意見について（平成31年2月5日付け）
(49)	「江津カートグランプリ」カートコースの安全性に関する意見について（平成31年2月19日付け）
(50)	江津カートグランプリ開催に向けた検討状況について（令和元年5月21日付け）
(51)	江津カートグランプリ「第3回協議会」の開催について（令和元年6月20日付け）

(52)	「レンタルカート試験走行会」の開催について（令和元年9月19日付け）
(53)	A1市街地グランプリGOTSU2020実行委員会からの説明について（令和元年10月24日付け）
(54)	A1市街地グランプリGOTSU2020に関する道路管理者との意見交換について（令和元年11月19日付け）
(55)	A1市街地グランプリGOTSU2020安全対策事前協議会の開催について（令和元年12月24日付け）
(56)	江津カートグランプリ実行委員会事務局からの説明について（令和2年2月20日付け）
(57)	A1市街地グランプリGOTSU2020安全対策事前協議会の開催について（令和2年3月16日付け）（協議会資料を除く）
(58)	江津カートグランプリ開催に向けた検討状況について
(59)	A1市街地グランプリ実行委員会からの説明について（令和2年4月1日付け）
(60)	A1市街地グランプリGOTSU2020安全対策会議の開催について（令和2年4月16日付け）（「A1市街地グランプリGOTSU2020会議資料を除く」）
(61)	A1市街地グランプリGOTSU2020協議会の出席について（令和2年4月28日付け）
(62)	A1市街地グランプリGOTSU2020安全対策事前協議会の開催について（令和2年5月1日付け）
(63)	A1市街地グランプリGOTSU2020にかかる協議について（令和2年5月8日付け）
(64)	A1市街地グランプリGOTSU2020に関する道路管理者との意見交換会について（令和2年5月11日付け）
(65)	A1市街地グランプリ2020開催に伴う交通規制計画について（令和2年5月12日付け）
(66)	江津カートグランプリにかかる江津市との意見交換について（令和2年5月27日付け）
(67)	A1市街地グランプリGOTSU2020協議会の出席について（令和2年6月25日付け）（「A1市街地グランプリGOTSU2020実施計画書（2020年6月版）」を除く）
(68)	A1市街地グランプリ2020開催に伴う許可関係について道路管理者との意見交換について（令和2年7月22日付け）
(69)	A1市街地グランプリGOTSU2020協議会の出席について（令和2年7月27日付け）（「A1市街地グランプリGOTSU2020実施計画書（2020年7月22日版）」を除く）
(70)	道路使用許可申請書（令和2年8月18日付け）（「A1市街地グランプリGOTSU2020実施計画書（2020年8月18日版）」を除く）
(71)	公道を使用したカートレース「A1市街地グランプリGOTSU2020」の開催について（令和2年8月21日付け）
(72)	道路使用許可証記載事項変更届（令和2年9月16日付け）（「A1市街地グランプリGOTSU2020実施計画書（変更箇所一覧）」を除く）
(73)	署長権限交通規制実施書
(74)	公安委員会資料「公道を使用したカートレース」の作成について（令和2年8月31日付け）

別表 2

対象公文書	公開しない部分	理由
カートGP江津に関する協議について（平成26年2月19日付け）	決裁欄の印影の一部、参加者の一部、 <u>「警察からの申し入れ」中の警察官の氏名</u>	島根県情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びただし書きイに該当しないため。
	<u>参加者の一部</u>	島根県情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当警察庁警部の階級にある警察官又はこれに相当する職にある職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める、公開すると当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びただし書きイに該当しないため。
シビックゾーンでのカートレース開催に関する言動について（平成26年2月20日付け）	決裁欄の印影の一部、報告者の氏名及び印影	島根県情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びただし書きイに該当しないため。
	<u>本文中の一部</u>	島根県情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。
署長権限交通規制実施書	決裁欄の印影の一部	島根県情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びただし書きイに該当しないため。
	<u>交通規制上申書の一部</u>	島根県情報公開条例第7条第3号（法人等情報）に該当交通規制上申書は民間会社から賃借しているシステムから出力されるものであり、非公開該当部分は、同システムの賃貸借契約において守秘義務が合意されている、会社（契約の相手方）において秘密として管理されている情報に当たり、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため。

○下線の部分が審査の対象

別表 3

対象公文書	公開すべき部分
カートGP江津に関する協議について（平成26年2月19日付け）	警察庁警部氏名
シビックゾーンでのカートレース開催に関する言動について（平成26年2月20日付け）	実施機関が非公開とした「本文中の一部」全て

(諮問第178号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 3年 3月 25日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 4年 1月 13日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 3月 24日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 4月 15日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 5月 19日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 6月 23日 (審査会第5回目)	実施機関の意見陳述、審議 (第2部会)
令和 4年 8月 26日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 9月 5日	審査請求人の意見書を受理
令和 4年 9月 15日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 9月 20日	審査請求人の意見書を受理
令和 4年 10月 11日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 11月 15日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 1月 12日 (審査会第10回目)	審議
令和 5年 3月 1日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申



(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会 (～R4. 10. 2)
熊谷 優花	弁護士	第2部会 (R4. 10. 3～)